

あなたの会社・お店は対応できていますか?
2023年(令和5年)10月より始まる

免税事業者の方は
特に気を付けて下さい!

インボイス制度

対応しないと今の取引先と取引停止の恐れがあります

一 主な講座内容 一

- ・おさらい、消費税の基本
- ・改めてインボイス制度とは
- ・インボイス制度が始まると困る事
- ・免税事業者の今後の対応
- ・電子帳簿等保存制度とは
- ・インボイス制度が進める税務の電子化

令和5年10月からインボイス制度が始まります。インボイス制度とは、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。

また、各企業が対応に向けて着手を進める中、令和4年1月には改正電子帳簿保存法も施行され、事務負担の軽減や実務効率化が期待できます。

本講習会では、インボイス制度の概要から実務上の対応ポイントまでを分かりやすく解説します。
是非、この機会にご参加下さい。

令和3年10月～
適格請求書(インボイス)
発行事業者の
登録申請開始!

日 時 2021年 10月20日(水)

14:00～16:30

会 場 タスパークホテル 3階アゼリア

(長井市館町北 6-27)

受講料 無料 (どなたでもご参加頂けます)

定 員 15名(先着順) ※定員になり次第、締め切らせていただきます

主 催・お問合せ先 長井商工会議所 (TEL:0238-84-5394)

共 催 公益社団法人 長井法人会

【ご参加される皆さまへ】

必ずマスクを着用されてご参加くださいます様、お願い致します。また、発熱や風邪等の症状がある方、体調の悪い方のご参加はお控えください。講習会実施に当たりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・消毒用アルコールの設置・講師と運営側の手洗いとマスク着用の徹底等、新型コロナウィルス感染予防に努めて参ります。また、開催日までの状況変化により、中止または延期とさせて頂く事もありますので、ご承知おきください。

【講 師】 ほし ただし
星 叢 氏

税理士法人トリプル・ワイン顧問
・税理士 ・行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科を卒業後、公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクラウドを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

■お申込み方法 下記申込書に必要事項を
ご記入頂き、FAXにてお申し込みください。

10/20(水)開催〈インボイス制度対応講習会〉参加申込書

長井商工会議所 行

FAX:0238-88-3778

申込日(2021/ /)

事 業 所 名	T E L	
	F A X	
所 在 地	E - m a i l	
受 講 者 氏 名		

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。